資料１

第３回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方の審議資料

石巻地方広域水道企業団
水道料金の改定について

令和４年４月１８日（月）

石巻地方広域水道企業団経営審議会

第３回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議

１　「第２回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議」質問事項回答

(1)　企業債の金利について

①　企業団の借り入れ金利

・　年０．００３％～４．６５０％（借入年度で異なる）

②　繰上償還（期限が到来する前に支払ってしまうこと）は可能か

・　一定の補償金を支払うことにより可能です。

③　借り替えは可能か

・　条件に基づき可能な場合があります。

(2)　一般家庭用の口径について

一般家庭用の口径の明確な決まりはありません。口径１３ｍｍであれば給水栓の数が６栓まで，２０ｍｍであれば１６栓までと規程で定めています。１３ｍｍや２０ｍｍでも事業用としてお使いになられる場合があります。１７栓以上になれば，流量計算などに基づき，適正な口径を判断します。

(3)　太陽光発電について

須江山浄水場の外灯，室内の照明の一部で太陽光発電を利用していますが，発電量には限りがあります。現状では，維持管理や更新費用が負担になると考えられますので，今後の普及状況など，注視しながら検討してまいります。

(4)　今後のスケジュールについて

順調に進んだ場合，次ページの料金改定等スケジュール（案），料金改定等適用スケジュール（案）のとおり予定しています。

料金改定等スケジュール（案）

	令和４年度											
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
内容等			答申内容を関係各位へ説明			議会上程準備		議会へ条例上程		議会へ予算上程		
	経営審議会			経審委員委嘱		経営審議会					経営審議会	
			パブリックコメント（未定）									
	広報紙発行		広報紙発行（定期）			広報紙発行（定期）			広報紙発行（定期）	広報紙未定（臨時）議決結果の報告等		

お客さまへの説明等の予定（広報紙，ホームページ）

料金改定等適用スケジュール（案）

	令和５年度		
	４月分（４月請求の料金）	５月分（５月請求の料金）	６月分（６月請求の料金）
使用期間(例)	（例）２月１０日～３月１０日	（例）３月１０日～４月１０日 （３月の検針日から４月の検針日まで） ４月１日施行で改定すると３月に使った分があるため旧料金	（例）４月１０日～５月１０日 （４月の検針日から５月の検針日まで） ４月１日施行で改定すると６月分から新料金

2　料金改定の財政状況への影響について

(1)　施設や管路の耐用年数経過や老朽化により必要となる更新費用（資料２の１ページ）

企業団の台帳上の財産（資産）は約 1,091 億円で，その資産を，これから４０年で更新する費用は約 1,543 億円と算出されています。１年あたり約 38 億円となります。それを施設の延命化により約 32 億円に抑えようとするものです。

(2)　料金改定なしで毎年約 32 億円の事業を続け，毎年 10 億円の企業債（借金）を発行した場合

①の財政収支は，令和１２年度の財政収支を青の収入と黄色の支出に分け，薄い茶色のマイナスの財産と緑のプラスの財産にどのように影響しているかを示しています。更新費用の約３２億円は令和５年度以降，支出（４条予算）の中に含まれています。その他の金額についても，その年度の経営活動の結果がマイナスの財産とプラスの財産に反映され，その年度の見込みを算出しています。

②の太い枠で示している財政状況（プラスの財産とマイナスの財産）は，令和２年度実績と令和１２年度見込みで，上と下に赤い矢印で示しているのが，その内訳です。その下に

健全経営に必要な資金として考える約 80 億円を示しています。令和２年度のプラスの財産は約 81 億円ありますので，健全経営であると判断しています。しかし，現在の経営状況を１０年間継続し１０年後を試算するとプラスの財産（貯金）が６億円になり，健全経営であると判断できませんでした。

次のページ（資料２の２ページ）には，料金改定なしの令和２年度から令和１５年度までのマイナスの財産とプラスの財産等のグラフを示しています。薄い茶色の棒グラフがマイナスの財産で緑の棒グラフがプラスの財産で青の折れ線グラフが料金収入です。

(3)　令和５年度に２０％の料金改定実施（A 案），毎年約 32 億円の事業を続け，毎年 10 億円の企業債（借金）を発行した場合（資料２の３ページ）

①の太い枠で示している財政状況（プラスの財産とマイナスの財産）は，令和２年度実績，令和５年度に料金改定をした場合の令和２年度から１０年後の令和１２年度見込みと令和５年度から１０年後の令和１５年度見込みです。物価や社会情勢等の大きな変動がなければ，令和１２年度には健全経

営に必要と考える資金の額を満たしています。その下には，令和２年度から令和１５年度までのマイナスの財産とプラスの財産等のグラフを示しています。

(4)　令和５年度に１５％，令和１０年度に１０％の料金改定実施（B 案），毎年約 32 億円の事業を続け，毎年 10 億円の企業債（借金）を発行した場合（資料２の４ページ）

①の太い枠で示している財政状況（プラスの財産とマイナスの財産）は，令和２年度実績，令和５年度に料金改定をした場合の令和２年度から１０年後の令和１２年度見込みと令和５年度から１０年後の令和１５年度見込みです。物価や社会情勢等の大きな変動がなければ，令和１２年度には健全経営に必要と考える資金の額をおおよそ満たしています。その下には，令和２年度から令和１５年度までのマイナスの財産とプラスの財産等のグラフを示しています。

３　改定率等について（以下，「第２回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議」でのご説明と同じ内容）

(1)　財政状況

「第１回石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方審議」

では，現在の経営状況で１０年経過した場合，プラスの財産が大きく減少するため，その減少する見込みの約１００億円の増収を図りたいとご説明しました。１年あたり約１０億円の増収が必要となり，そのための改定率は平均約２０％となります。それでは，お客さまの負担が大きくなるため，改定率を平均約１５％に抑え５年後に平均約１０％の増額改定をすることにより，財源を確保できると算出しました。

(2)　改定周期

財政収支見込については，定期的に見直しをしますが，短期間に何度も料金改定をすることは，業務の煩雑化や経費の増加など，合理的ではありません。そのため，最低５年，最高１０年で検討しました。

(3)　改定率

改定率は最大で平均約２０％，最小で平均約１０％の間で検討しました。

(4)　現行水道料金体系（資料２の５ページ）

参考として計算例も掲載

(5)　水道料金改定（A 案）について（資料２の６ページ）

①　平均改定率　　約２０％

②　改定周期　　１０年

③　基本料金　　各口径を約２０％増額改定

④　水量料金　　現行の事業用（大口径）の単価が一般家庭用より高いため，改定率を一般家庭用より低い１５％～１９％とし，５１㎥以上の水量料金は一般家庭用と事業用を同一の単価としました。

(6)　水道料金改定（B 案）について（資料２の７ページ）

①　平均改定率　　約１５％

②　改定周期　　５年（令和１０年度に更に１０％改定予定）　経営状況を検証し，改定率等を検討

③　基本料金　　各口径を約１５％増額改定

④　水量料金　　現行の事業用（大口径）単価が一般家庭用より高いため，改定率を一般家庭用より低い１１％～１５％とし，５１㎥以上の水量料金は一般家庭用と事業用を同一の単価としました。

(7)　現行料金とＡ案，Ｂ案の比較について（資料２の８ページ）

①　水道料金比較（この表のみ税込金額での比較）

一般家庭用の口径１３mm と２０ｍｍについては，使用水量１０㎥，２０㎥及び３０㎥で比較し，事業用の口径５０ｍｍと１００ｍｍについては使用水量１００㎥，２００㎥及び３００㎥で比較しました。

(8)　料金改定予定周期及び改定率比較（資料２の９ページ）

Ａ案及びＢ案の改定から１０年後の見込みとそれぞれのメリット，デメリットを示しています。

(9)　改定率の選択について

以上を参考として，ご審議願います。